

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目 次

- 人委規則
- 公益的法人等への職員のパ遣に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則
- 人委告示
- 級別職務区分表に関する告示の一部改正

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一

号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 公益財団法人やまぐち農林振興公社
第一条第一項中第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一のハ「医療職給料表（二級別標準職務表三級の項中）、「身体障害職或勤労（ハ）」を「~~ハ~~」に改める。

別表第一のチ「教育職給料表（一級別標準職務表二級の項中）「衛生看護学院又は」を削り、同表三級の項及び四級の項を次のように改める。

3	級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 2 高等学校の副校長の職務 3 教育職給料表の相当困難な業務を処理する教頭の職務 4 教育職給料表の相当困難な業務を処理する児童自立支援専門員の職務 5 高等学校の校長の職務 6 中等教育学校の校長の職務
4	級	1 特別支援学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務 3 特別支援学校の校長の職務 4 特別支援学校の校長の職務 5 特別支援学校の校長の職務 6 特別支援学校の校長の職務

別表第一のり「教育職給料表（二級別標準職務表三級の項中）「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第二のチ「教育職給料表（一級別資格基準表及び別表第二のり）教育職給料表（二級

別資格基準表中

遊
遊
を
遊
遊

に改める。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中、「警察学校」を削る。

第七条第一項中、「校長」の下に「副校長」を加え、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八条第一項第一号中「校長」の下に「副校長」を加える。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「観光交流局長」を削り、「美術館長（萩美術館・浦上記念館長に限る。）」を「県民局次長」に改め、

「衛生看護学院院長」「宇部小野田湾岸道路建設事務所長」「宇部小野田湾岸道路建設事務所次長」及び「衛生看護学院教頭」を削り、同表議会の事務局の項中

課長	三種
秘書室長	三種
政務企画室長	五種

を

課長	三種
政務企画室長	三種
秘書室長	三種

に改め、同表教育委員

会の事務局の項中「企画監」を「世界スカウトジャンボリー開催支援室次

長」に改め、同表選挙管理委員会の事務局の項中「四種」を「五種」に改め、同表警

察本部の項中「公安委員会会務官」を「公安委員会会務官」に改め、同表高等学校の

項中	六種（人事委員会が別に定めるもの）は、五種
教頭	六種（人事委員会が別に定めるもの）は、五種

を

副校長	五種
-----	----

に改め、同表中等教育

教頭	六種（人事委員会が別に定めるもの）は、五種
----	-----------------------

学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同表特別支援学校の項及び中学校及び小学校

の項中

教頭

六種(人事
委員会が別
に定めるも
のにあつて
は、五種)

を

副校長

五種

教頭

六種(人事
委員会が別
に定めるも
のにあつて
は、五種)

に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中、「警衛対策課」を削る。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の項中

百分の十

百分の十(人事委員会が別に定める職員にあつては、百分の十五)

に改め

る。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中、「議事調査課の政務企画室長」を「政務企画室の室長」に改め、同表知事の事務部局の項中、「政策企画課の政策班長及び調整班長 財政課」を「財政課」に、「県史編さん室の室長 中山間地域づくり推進室の室長及び室次長 国際課の旅券センター所長」を「政策企画課の政策班長及び調整班長 国際課の旅券センター所長 県史編さん室の室長 産業戦略部の総務調整班長」に改め、「地域医療推進室」の下に、「ねんりんピック推進室」を加え、「団体指導室、流通企画室及び全国植樹祭推進室」を「及び団体指導室」に、

美術館	館長 副館長
-----	--------

を

県民局	局長 次長
-----	-------

県民局	局長 次長
-----	-------

に改め、

美術館	館長 副館長
-----	--------

衛生看護学院	院長 事務局長	及び
--------	---------	----

宇部小野田湾岸道路建設事務所	所長 次長 総務課長	を削り、同表
----------------	------------	--------

教育委員会の事務局等の項中「企画監 学校安全管理監」を「企画監」に、「及び主任（職員定数担当のものに限る。）」を「及び主任（職員定数担当のものに限る。）」世
界スカウトジャンポリー開催支援室の室次長」に、

高等学校	校長 教頭 事務長	を
------	-----------	---

高等学校	校長 副校長 教頭 事務長	に改め、同表監査委員
------	---------------	------------

事務局の項中「監査専門員」を「主幹」に改め、同表労働委員会事務局の項中「主査」を「主幹」に改める。

附則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「校長」の下に「、副校長」を加える。

附則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「支給する」の下に「副校長、」を加える。

第三条第一項中「について」の下に「副校長、」を加える。

第五条第三号中「第十六条」を「第十七条」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「校長」の下に「、副校長」を加える。

第四条第三号中「第十六条」を「第十七条」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表四級の項中「旅券センター次長」を削り、「水産高等学校事務長」を「大津緑洋高等学校事務長」に改め、同表六級の項中「「旅券センター所長 旅券センター次長」を削り、「旅券センター次長 旅券センター次長」に改め、「衛生

「旅券センター所長 旅券センター次長」に、「美術館副館長 美術館副館長」を削り、「特別支援教育推進室次長」を削り、「特別支援教育推進室次長」及び「宇部小野田湾岸道路建設事務所次長」を削り、「特別支援教育推進室次長」を削り、「宇部小野田湾岸道路建設事務所次長」に改め、「学校安全管理監」を削り、「水産高等学校事務長」を「大津緑洋高等学校事務長」に改め、同表八級の項中「観光交流局長」を削る。

公安職給料表級別職務区分表七級の項中「監察官」を「「警察安全相談総括官 監察官」」に改め、同表九級の項中「「若国警察署長」」の下に、「柳井警察署長」を加える。

平成
二十五年
三月
二十九日
印刷

発行
行人所

山口
県知事
庁